

審査請求書（下水道使用料督促状24）

平成29年12月22日(金)

青森市長 小野寺 晃彦様

審査請求人 三国谷清一



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号

氏 名 三国谷清一

年 齢 68歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長(以下「企業局長」という。)の平成29年10月26日付下水道使用料督促状(平成29年9月分)(以下「本件督促状」という。)による処分。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成29年10月27日

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

(1) 平成27年2月17日開催民生環境常任委員協議会において小松文雄環境部次長(現環境部長)(以下「小松次長(当時)」といふ。)は「下水道使用料督促状の発行は企業局水道部に事務委任するが、この督促状の発行には新たな経費は発生しない」と説明をしたが、本件督促状の作成・発送には70.6円の経費が掛かっている。小松次長の説明が間違っていることは明らかである。

(2) また、平成28年12月27日開催総務企画常任委員会において岸田総務部総務課長(当時)は下水道使用料に係る督促手数料の無料化の理由として概ね①今まで下水道使用料に係る督促手数料を徴収したことがなかったこと②国が督促手数料を徴収しない方が好ましいといったことを通知していること、の2点から青森市では下水道使用料に係る督促手数料を無料化したと答弁したが、この説明は2点とも事実に反する過てる答弁である。

(3) 小松環境部次長(当時)の、新たな経費が発生しないから下水道使用料に係る督促手数料を無料化したとの「無意味で、虚偽に近い事実に反すること著しい」間違った説明、そして、その後の岸田総務部総務課長(当時)の下水道使用料に係る督促手数料を無料化した理由は二つとも間違いである明らかである。

(4) 下水道使用料に係る督促手数料を無料化した現行下水道条例は、合理的な理由がないままに改正したものであり、何らの正当性を持たないことは明らかである。間違った説明を前提として青森市下水道条例(以下「下水道条例」という。)を改正し、「下水道使用料に係る督促手数料は徴収しない」としたるものであり、過てる下水道条例を根拠にした、本件督促状による処分は違法若しくは不当であり、本件督促状は取り消されるべきである。

(5) また、何らの正当性を持たない現行の青森市下水道条例に基づいて賦課された平成29



年 8 月分の下水道使用料はこれまた審査請求人に請求する根拠を有しないものであり、根拠のない下水道使用料を滞納したからといって督促をすること自体何の意味もないものである。無意味な本件督促状は取り消されるべきである。

- (6) 過てる説明を根拠に青森市下水道条例を改正し、下水道使用料督促手数料を無料化したことにより、青森市に多額の損害を与えている。
- (7) 審査請求人は下水道使用料を滞納しているが、平成 29 年 12 月 19 日下水道総務課に下水道使用料関係の資料を貰いに下水道総務課を訪問した際に下水道総務課林主幹から滞納下水道使用料を支払ってくださいと一言言われましたが、それ以外に下水道総務課から納付勧奨・督促(本件督促状による督促以外の方法による督促)を受けたことはない。このことからしても、青森市長が下水道使用料に係る適切な債権管理を行っていないことは明らかであり、職務怠慢も甚だしい。

#### 6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありました。

#### 7. 行政不服審査法第 31 条の規定による口頭意見陳述の申立て

行政不服審査法第 31 条の規定により口頭意見陳述を申立てる。

## 諮問第15号参考資料

### 審査庁である市長の見解

#### 1 審査請求に係る処分の内容

平成29年9月分の下水道使用料に係る督促処分

#### 2 審査庁である市長の見解

別紙のとおりなされた審査請求については、次の審理員意見書のとおり審査請求人の主張する違法又は不当な点は認められないため、棄却すべきものと考える。



## 審理員意見書

平成 30 年 5 月 17 日

青森市長 小野寺 晃彦 殿

審理員 横内



行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人 三国谷清一が平成 29 年 12 月 22 日に提起した処分庁 青森市公営企業管理者企業局長による下水道使用料督促処分（平成 29 年 9 月分）に対する審査請求（平成 29 審査請求第 82 号）の裁決に関する意見を提出する。

### 第 1 事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人が平成 29 年 8 月 26 日から平成 29 年 9 月 26 日までの期間において排除した汚水の量等をもとに算定した下水道使用料の額等を記載した下水道使用料納入通知書（平成 29 年 9 月分。以下「納入通知書」という。）を、納入期限を平成 29 年 10 月 16 日として平成 29 年 9 月 28 日に審査請求人宛に郵送した。
- 2 この納入通知書に記載した納入期限から相応の期間が経過した平成 29 年 10 月 26 日時点において納入通知書に記載した下水道使用料が完納されなかったため、処分庁は、収納が確認されていない旨等を記載した審査請求人宛の下水道使用料督促状（平成 29 年 9 月分。以下「本件督促状」という。）を、納入期限を平成 29 年 11 月 6 日として平成 29 年 10 月 26 日に審査請求人宛に郵送した。
- 3 審査請求人は、平成 29 年 12 月 22 日、青森市長に対し、本件督促状による処分の取消しを求める審査請求をした。

### 第 2 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張  
審査請求人の主張は、下水道使用料督促状の作成・発行には 70.6 円の経費が掛かっているにも関わらず、青森市下水道条例を改正し、下水道使用料に係る督促手数料は徴収しないこととした。過てる下水道条例を根拠にした、本件督促状による処分は違法若しくは不当であり、本件督促状は取り消されるべきである、というものである。
- 2 処分庁の主張  
処分庁は、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第 6 条（企業局長への委任）の規定により、「下水道使用料の徴収（地方自治法第 231 条の 3 第 2 項から第 4 項までの規定による手数料及び滞納金並びに滞納処分に関する事務を除く。）及び還付に関する事務」を受

任しており、本件督促状による処分は、地方自治法第231条の3（督促、滞納処分等）及び青森市下水道条例第30条の2（督促）の規定を踏まえて行った処分である旨主張している。

### 第3 理由

#### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 青森市事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年規則第13号。以下「規則」という。）第6条では、下水道使用料の徴収（地方自治法第231条の3第2項から第4項までの規定による手数料及び延滞金並びに滞納処分に関する事務を除く。）及び還付に関する事務を企業局長に委任する旨規定している。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項では、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない旨規定されている。
- (3) また、法第231条の3第2項では、普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる旨規定されている。
- (4) 青森市下水道条例（平成17年条例第201号）第30条の2第1項で、市長又は市長の委任を受けた職員は、納期限を過ぎても使用料を完納しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を発行しなければならない旨規定している。
- (5) また、青森市下水道条例第30条の2第3項で、督促手数料は、これを徴収しない旨規定している。

#### 2 本件督促状による処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件督促状による処分については、規則第6条の規定に基づき、事務委任を受けた企業局長が行ったものである。  
また、青森市下水道条例第30条の2第1項では、納期限を過ぎても使用料を完納しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を発行しなければならないとされている。

本件督促状による処分については、当該規定に基づき行われたものであり、違法又は不当であるとはいえない。

- (2) 審査請求人は、下水道使用料督促状の作成・発行には70.6円の経費が掛かっているにも関わらず、青森市下水道条例を改正し、下水道使用料に係る督促手数料は徴収しないこととした。過てる下水道条例を根拠にした、本件督促状による処分は違法若しくは不当であると主張している。

しかし、法第231条の3第2項では、普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる旨規定されており、督促手数料を徴収するか否かは、普通地方公共団体の裁量に委ねられており、青森市においては、青森市下水道条例第30条の2第3項で督促手数料を徴収しない旨規定している。

したがって、審査請求人の主張は、本件督促状による処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

(3) 審査請求人は、審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述の中で、種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも本件督促状による処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

### 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件督促状による処分に違法又は不当な点は認められない。

## 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。